

京都府スマート社会推進計画（概要版）

■ 本計画について

官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 9 条第 1 項に基づき定める、京都府における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画
＜計画の期間＞ 令和 2 年度～5 年度の 4 年間

■ 計画の構成及び記載する主な内容

1. 計画の位置づけ

- ・ 京都府総合計画及び行財政改革プランに規定された方向性を踏まえ、スマート社会推進のための施策について定めたもの
- ・ 官民データ活用推進基本法において、都道府県が定めることとされている計画

2. 目的

全ての府民がデジタル化の恩恵を受けることができるように政策を展開

- ・ 京都府の政策にデジタル技術を積極的に活用し、より効果的に推進
- ・ 行政サービス・事務をデジタル社会にふさわしいサービスにデザイン

3. 推進体制

- ・ 「京都府 AI・IoT 等のデジタル技術の活用に関する有識者会議」と「京都ビッグデータ活用プラットフォーム」が連携して、京都府各分野の施策立案・実施を支援
- ・ 京都府総合計画及び行財政改革プランにおける PDCA サイクルと連携

4. 現状及び課題、スマート社会の推進にあたっての基本的な視点

【現状及び課題】

- ・ 人口減少・少子高齢社会の本格化と同時に、様々な技術やデータを活用したサービスの展開が進展するスマート社会が到来

【スマート社会の推進にあたっての基本的な視点】

- ・ 府域どこでもデジタル化の恩恵を享受するための 5G をはじめとする情報基盤の整備
- ・ 個人情報の保護、サイバーセキュリティ対策の充実
- ・ デジタル社会にふさわしい規制・ルール・ガバナンス
- ・ 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

5. 本計画の構成

官民データ活用推進基本法において、地方公共団体が取り組むべき基本的施策として規定されている事項に加え、府独自に「AI・IoT 等の最新のデジタル技術の活用」を記載

6. 主な個別施策

① AI・IoT 等の最新のデジタル技術の活用

取組を推進・支援するための基盤の構築

➤ 産業振興・ベンチャー育成環境の整備・推進

- ✓ 京都ビッグデータ活用プラットフォームによる産学公民連携の取組や各種商工施策を活用した様々な分野での課題解決プロジェクト組成と事業化を推進

- **人材の育成**
 - ✓ AI・IoT 時代を見据え、様々な分野で活躍する人材を育成
- **行政のスマート化**
 - ✓ 府民誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう、行政手続を選択式で容易化するなど、行政をデジタル化の時代に最適化し、AI、ロボティクスを活用

本計画で取り組むモデル分野

- **スマート防災**
 - ✓ IoT データ、インフラデータ等を活用した道路・河川情報の収集・提供、被災時における被害状況や物資配送ルートの把握・提供
 - ✓ SNS 等を介した被害報告情報の収集と解析による被害把握、情報提供
- **スマート農林水産業**
 - ✓ 産学公連携により、スマート技術の実装による生産現場の向上抜本強化
 - ✓ ICT 等先端技術の実装にチャレンジする担い手の育成等を推進
- **スマートモビリティ**
 - ✓ MaaS など、新たなモビリティサービスに関する利用者ニーズに即したシームレスな移動、持続可能な地域交通を確立
 - ✓ 自動運転時代に向けた、精細な道路情報を迅速に提供する等の環境整備
- **スマートセキュリティ**
 - ✓ 高度なサイバーセキュリティ対策及び産学連携による人材育成・産業振興
 - ✓ AI 等を活用した犯罪・交通事故対策の推進
- **スマート社会を支える人材の育成**
 - ✓ 先進テクノロジーを活用して課題解決を図るデジタル人材の育成
 - ✓ 情報活用能力の向上、各教科等における ICT を活用した学習活動の充実
- **スマート行政**
 - ✓ 行政の業務プロセスについて、標準的かつ効率的なものに変革するとともに、AI・ロボティクスを活用した事務処理を推進
 - ✓ デジタル手続法、マイキープラットフォーム、キャッシュレス化に対応
- ② **手続における情報通信技術の利用等（オンライン化原則）**
 - ・ 国と連携した、府・市町村共同による行政手続オンライン化の更なる推進
 - ・ 自動車関係手続のワンストップ化や預貯金等照会業務の効率化に向けた検討
- ③ **官民データの容易な利用等（オープンデータの推進）**
 - ・ 府・市町村共同によるオープンデータの推進
 - ・ EBPM の推進及びそれを支えるデータサイエンティスト養成
- ④ **個人番号カードの普及及び利用**
- ⑤ **利用の機会等の格差の是正**
- ⑥ **情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等**
 - ・ 府・市町村共同によるクラウド利用の推進

7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保